

第 16 章 知事意見書に記載された意見

第 16 章 知事意見書に記載された意見

「(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地地区画整理事業環境影響評価準備書」に対し、埼玉県環境影響評価条例第 16 条の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 本事業の目標とする「埼玉県に活力を与えるための産業集積と貴重な緑地の保全が両立した土地活用」が達成されるよう、従来の環境保全技術だけにとらわれず、現在の科学的知見を踏まえた先進的で実現可能性の高い技術を取り入れる方向で環境保全措置について見直すこと。
- (2) 進出企業にも環境保全への十分な理解・配慮を求めること。
 - ア 国の地球温暖化対策計画及びストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）等に係る諸施策の実施を、環境保全措置として要請すること。
 - イ 既存樹林や水辺環境の機能を勘案の上、周辺環境と調和した環境整備に努めるよう要請すること。

2 水象

湧水への影響の予測結果について、造成計画実施による湧水の減少率が大きい。環境保全措置として予定している、事業者が実施する歩道の透水性舗装に加え、進出企業に対する透水性舗装の駐車場整備等の要請について実効性を再度想定し、必要に応じて更なる措置を講じること。

3 動植物・生態系

- (1) 計画地内外の緑地の連続性について、動物の移動経路としての役割を明示した上、環境影響の回避・低減に努めること。
- (2) 湧水量の減少が予測されることから、それに伴う水路や小池に依存する動植物への影響を予測した上で、最小限にとどめる環境保全措置を行うこと。
- (3) 地域の歴史に根差した生物多様性に配慮し、保全すべき植物種が多く存在する場所については、できる限り回避に努めること。やむを得ず移植する種については、早期から移植地や移植時期、移植先への影響の検討を行い、具体的な管理の目標を定めること。
- (4) 地域と一体となった緑地の管理の枠組みを創設するなど、健全な生態系の保持が継続的に図られるよう検討すること。移植及び事後調査を含めた管理のあり方については、専門家の指導・助言を求め、モニタリングを含めた順応的な管理をすること。